

ガス小売供給約款 新旧対照表

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成29年4月1日以降）
<p>2. 供給約款の認可および変更</p> <p>(1) この供給約款は、ガス事業法第17条第1項の規定にもとづき近畿経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同項、同条第3項または第6項の規定にもとづき変更をしたものです。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法第17条第1項の規定にもとづき近畿経済産業局長の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。または、ガス事業法第17条第3項若しくは第6項の規定にもとづき、この供給約款を変更して、近畿経済産業局長に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。</p>	<p>2. この小売約款の変更</p> <p>(1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>(2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。</p> <p>(3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用する方、またはガスの使用状況を変更する方（12(1)ただし書きにより当社が諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）に申し込む方を除きます。）は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社に申し込んでいただきます。この場合、当社が必要と認めたときは、所定の申込書を使用していただきます。（略）</p>	<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p>
<p>6. 契約の成立および変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(規定なし)</p>	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当社は、1需要場所について、1つのガス使用契約を締結いたします。</p>
<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(規定なし)</p>	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条</p>

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成29年4月1日以降）
	<p>件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によるものとします。</p>
(規定なし)	<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(26)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16(1)の定例検針日の翌日。</p> <p>ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p>
<p>9. 解約</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当社は、7(2)の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書によって解約することがあります。</p> <p>(3) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書によって解約することがあります。</p>	<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。</p> <p>(3) 当社は、7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、35(1)の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p>
(規定なし)	<p>III. ガス工事</p> <p>ガス工事は、当社の定める託送供給約款、最終保障供給約款および別途定める契約条件に基づき、当社が以下のように取り扱います。</p>
(規定なし)	<p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、12-1(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認</p>

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成 29 年 4 月 1 日以降）
	<p style="text-align: center;">められる場合</p> <p>③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>16. 検 針</p> <p>(1) 当社は、お客さまの属する検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ当社があらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。</p> <p>(2) 当社は、(1)の検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した日</p> <p>② 9(1)または(2)の規定により解約等を行った日</p> <p>③ 35の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ 36の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p>	<p>16. 検 針</p> <p>ガスの検針は、原則として当社が行います。</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>(1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。</p> <p>① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。</p> <p>② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。</p> <p>(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び④の場合を除きます。）</p> <p>② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日</p> <p>③ 35(1)の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ 36(1)の規定によりガスの供給を再開した日</p> <p>⑤ ガスメーターを取り替えた日</p> <p>⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日</p> <p>⑦ その他当社が必要と認めた日</p>
<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p>68,960円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が110,340円以上となった場合は、110,340円といたします。（以下略）</p>	<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p>68,960円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。（以下略）</p>
<p>34. 供給または使用の制限等</p> <p>(規定なし)</p>	<p>34. 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が33の規定と相違する場合にはガスの注入を中止することがあります。</p>

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成 29 年 4 月 1 日以降）
<p>(規定なし)</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害等その他の不可抗力による場合 ② ガス工作物に故障が生じた場合 ③ ガス工作物の修理その他工事施行のため必要がある場合 ④ 法令の規定による場合 ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（40(1)の処置をとる場合を含みます。） ⑥ その他保安上必要がある場合 <p>(2) 当社は、33(1)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定による場合には、状況のゆるす限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適当な方法でお知らせいたします。</p>	<p>(2) 次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限又は中止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社の注入ガス量が注入指示量と著しく乖離する場合 ② お客さまが 43 に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合 ③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合 ④ お客さまが、38、40、及び 41 の保安に係る当社への協力又は責任の規定に違反した場合 <p>(3) 当社は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、当社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害等その他の不可抗力による場合 ② ガス工作物に故障が生じた場合 ③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合 ④ 法令の規定による場合 ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合 ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合 ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合 ⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合 <p>(4) 当社は、33(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。</p>
<p>35. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②および③の場合には、供給を停止する日の 5 日前までに予告いたします。</p> <p>(以下略)</p> <p>(規定なし)</p> <p>(規定なし)</p>	<p>35. 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。</p> <p>(以下略)</p> <p>(2) 35(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合
VII 保 安	VII 保 安

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成 29 年 4 月 1 日以降）
<p>3 8. 供給施設の保安責任</p> <p>(1) 当社は、法令の定めるところにより、供給施設について保安の責任を負います。ただし、お客さまが当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。 (規定なし)</p> <p>(2) 当社は、法令の定めるところにより、3 (10)に規定する内管およびガスせんならびに3 (11)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。 (規定なし)</p>	<p>3 8. 供給施設の保安責任</p> <p>(1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3 (10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。</p>
<p>3 9. 周知および調査義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(規定なし)</p>	<p>3 9. 周知及び調査義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>(5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p>
<p>4 1. お客さまの責任</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(規定なし)</p>	<p>4 1. お客さまの責任</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</p> <p>① ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと</p> <p>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること</p>
<p>(規定なし)</p>	<p>4 2. 供給施設等の検査</p> <p>(1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。(2) (3)において同じ。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担い</p>

一般ガス供給約款（現行）	ガス小売供給約款（平成 29 年 4 月 1 日以降）
	<p>たします。</p> <p>(2) お客さまは、当社に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、当社に消費機器が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(4) 当社は（1）から（3）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) お客さまは、当社が（1）から（3）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。</p>
<p>付 則</p> <p>1. この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施いたします。</p> <p>（規定なし）</p>	<p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>2. この小売約款の掲示</p> <p>当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p>